

国際法における一方的約束の拘束力の基礎

——「信義誠実の原則」、その内容およびその役割——

一 問題意識

「一方的約束」(les engagements unilatéraux)とは、ある国家が相手国の合意なしに将来に関して自己が拘束される内容を持った意思を表明する行為をいう。その拘束力の根拠には、「信義誠実の原則」(principle of good faith; le principe de la bonne foi)があるという点⁽¹⁾は、ほぼ定着しているようにみえる。しかし、問題が残っている。それは、その議論においては、「信義誠実の原則」の内容は他国の信頼保護にあるとされるが、本当に同原則がそのような内容をもったものであるのか、実証的に何ら証明がなされていない、という点である。たとえば、ス्यूー (Jean-Didier SICAUT) は、

村 上 太 郎

ラー (Elisabeth ZOLLER) の批判⁽²⁾に答える形で、信義誠実には誠実、忠実な精神という主観的な概念の他に他国の信頼保護という客観的な概念があると論じる。しかし、その後者の概念の存在の証明は、何ら実証的なものではなく、カウフマン (Erich KAUFMANN)、ルテール (Paul REUTER) などの学説を並べただけでそのような概念が十分普及しているとしてしまっている⁽³⁾。ス्यूイ (Eric SUIY) も、他国の信頼保護は国際関係の安全の究極の利益であると述べるにとどまっている⁽⁴⁾。また、一九七四年の「核実験事件」判決も、「信用と信頼は、国際協力に固有なものであり、多くの分野におけるこの協力がますます重要なものとなりつつある時代においてはとくにそうである⁽⁵⁾」と述べるにとどまっている。ヴェンチ

ユリーニ(G. VENTURINI)も、一方的約束の拘束力の根拠には、信義誠実または国際関係の安全があるとい、相手国の信頼保護が必要であると述べるが、なんら実証的な論証は行われていない⁽⁶⁾。しかしながら、それでは、信義誠実の原則について徹底的に実証的に分析されたゾレーの批判に耐えうるとは考えられない⁽⁷⁾。

本稿の目的は、信義誠実の原則の内容を、「実定法的」にすなわち実定法規を逐一検証することによって説明し、それがいかなる形で一方的約束の拘束力の基礎となりうるかを明らかにすることにある。

二 「国際法の原則」の意義

「国際法の原則」(les principes du droit international⁽⁸⁾)の意義と法的権威性は多様である。我々は、すでに、信義誠実の原則、合意は拘束する(pacta sunt servanda)の原則、人民自決の原則、衡平原則などを知っている⁽⁹⁾。なお、「国際法の原則」は、国際司法裁判所規程三八条c項の「法の一般原則」とは区別されねばならない。後者は、各国国内法に共通に見られる規則を意味しているにすぎない⁽¹⁰⁾。

この「国際法の原則」は、大きく次の二つの意味に区別される⁽¹¹⁾。ただ、国際法の一般的用語法において、「原則」(le principe)という用語と「規則」(la règle)という用語の用い方に錯綜が見られ、両者の意味が重複しており、混乱が生じやすい。本稿でいう「規則」とは、法的権利や義務を直接生み出すことができる「実定法規」(les règles positives)を指す。

まず、「国際法の原則」という用語は、第一に「基本的原則」を指す。それは、それ自体では直接的に作用するものではないが、より正確な「規則」を生み出す働きのみをする。たとえば、「合意は拘束するの原則」、「国家平等の原則」、「信義誠実の原則」、「実効性の原則」、「海洋自由の原則」などが挙げられる。第二に、この用語は、その基本的原則から導き出され、それに潜在する内容を具体化した「規則」を指す。たとえば「北極大陸棚事件」判決においては、「正義と誠実の非常に一般的な規範」(préceptes très généraux de justice et de bonne foi)という基本的原則から、いくつかの「規則」を「衡平原則」(des principes équitables)として導き出している⁽¹²⁾。

右の第一の意味における「国際法の原則」こそが本来の「国際法の原則」といえる。これに関連して、ヴィラリー (Michel VIRALLY) は「原則」⁽¹³⁾の果たす役割について次のように分析する。

法が創設される場合、「ほとんどの場合、たとえその解決が法や正義への言及というお飾りがついていたとしても、特定の各々の状況に固有の便宜性の考慮、現実にある力と利益との間の均衡の現実的な探求、政治的機會などが、思想に優先して影響した。……国際法というものは、慣習法と同じように、実際的で手続的なものにならなかった⁽¹⁴⁾」。言いかえれば、法の創造は「それらの哲学的、道徳的、思想的な優秀性によるよりもしばしば、その技術的優秀性、実効性、具体的状況への完全な適応性などによるのである。……この場合、法の進歩は、本質的に、類推と推論に訴えることによって現実化する。新しい状態に適用されるための十分に包括的なモデルを創設するためには、法規則の対象となっている具体的状態を、それに付随する偶発的状况を抜きにして考える分析の下におく必要がある⁽¹⁵⁾」。すなわち、個別的な「規則」を帰納的に抽象化、一般化することによってより大きな

「原則」を生みだし、それを契機として、新しい「規則」を再び演繹的に生み出して新たな状況に対応するという、抽象化と具体化の繰り返しによって法は発展すると考えられる。その場合、「それらの性質が何であろうと、すべての原則は法の形成に参加するものにとってインスピレーションの源を構成しうる。その結果、それらは、古典的用語を拝借すれば、『実質的法源』を構成する⁽¹⁶⁾」といえる。

そのような法に関する「原則」のすべては、国際社会の必要性に應えるために、学説によって、あるいは政府機関によって、あるいは国際組織によって定式化される。それらは先に述べたように「実質的法源」を構成するのみである。それらがさらに国際法秩序に浸透する (penetren) ためには、条約や慣習法を主とする「形式的法源」を経由することが必要である。⁽¹⁸⁾「国家実行やすでに適用されている規則から帰納的に導き出された原則は、慣習法的起源を持つ。……それらは、国際法秩序に欠くべからざる部分となり、それゆえ実定法的価値 (une valeur positive) を持つ⁽¹⁹⁾」。すなわち、国家実行に辿られ、あるいは多数の「規則」群から抽象化されたものが「国

「国際法の原則」であり、それは慣習国際法を構成する⁽²¹⁾。

そのようにして実定法の一部となった「国際法の原則」は「法的効果」(Effet Juridique)⁽²²⁾を有する。しかしながら、「国際法の原則」は、その極度な抽象性のために、法の本質的機能を十分満足できる方法で満たすためには、あまりにも多様な解釈を許してしまう不完全な法規則にしか相当せず、それは、それ自身から直接、権利や義務を創設することはできない(「自動執行力」(self-executing)をもたない⁽²³⁾)。

「国際法は独立した国家間の関係を規律する。ゆえに、国家を拘束する法規則は、国家の意思に由来する⁽²⁴⁾」。つまり、「規則」が創設されるためには国家の「意思」(a *volonte*)が必要である。そして、そのような国家が自らの「意思」によって「規則」を創設しうる権能は、国家主権に帰着する⁽²⁵⁾。しかし、また一方、国家の「意思」のみでも「規則」は創設されえない。たとえば、二国間関係において「規則」を創設する場合、一方の単独の国家の「意思」のみでは不十分である。「合意は拘束するの原則」の枠組みを基盤とし、当事国間の「意思」の合致という要件を満たしてはじめて「規則」が創設される。

すなわち、「国際法の原則」は、「規則」の生成過程の出発点に見られ、法の発展の枠組みを固定し、その内容に合致するように「規則」を生ぜしめるといふ「法的効果」を有する⁽²⁶⁾。

三 「実定法規内の信義誠実」の内容

「信義誠実の原則」は、国連憲章(二条二項)、友好関係原則宣言(第七原則)に加え、条約法条約(前文、二六、三一条など)、そして条約の国家承継条約の前文などにおいて、「合意は拘束する」とともに普遍的に認められている。また、「国家の経済的権利義務憲章」第一章(j)やC S C E会議おける「ストックホルム最終議定書」二六項においても、「国際義務の誠実な履行」が宣言された。このように、現代国際法においては、信義誠実の原則の存在は自明のものといえよう。しかし、その概念の存在性とは別に、その内容については争いが残っているといえる。

「実定法規」群の中に見られる信義誠実には、そこから「国際法の原則」を帰納的に抽出する際、以下のようなものがあると考えられる。すなわち、「誠実に交渉す

る義務」、「誠実に解釈する義務」、「国際義務を誠実に履行する義務」、「国内法に違反して締結された条約の有効性」、「権利濫用の法理」、「条約の署名後にその条約の趣旨・目的を失わせしめる行為を慎む義務」、「条約の廃棄または条約からの脱退に関する信義誠実」である。

1 誠実に交渉する義務

まず、「誠実に交渉する義務」がある。これについて、「……信義誠実はその言葉のみならずその精神の尊重を要求する。しかし、誠実な方法以外で交渉することは、全く交渉しないことになるのは明らかである」⁽²⁷⁾との指摘がある。しかし、同じ交渉といっても、各当事国が自分の立場に固執し、いかなる点でも妥協することを拒めば、そこには誠実な交渉はないことになる。つまり、「誠実」という言葉には法的な意味があると考えられる。この種の義務の例が「核拡散防止条約」第六条である。

国際判例においては、たとえば「北海大陸棚事件」判決において、「当事者は合意に到達する目的を持って、交渉を始める義務を負っている。当事者は、交渉が意味があるように行動する義務を負っており、それは、そのどちらかが自分の立場の変更を考えないでその立場に固

執するときのような場合にはならないであろう」⁽²⁸⁾と述べられている。また、一九七四年の「漁業管轄権事件」(イギリス対アイスランド)判決は、「アイスランド政府と連合王国政府は、それぞれの漁業権について紛争を衡平に解決するため、……誠意を持って交渉に着手する相互義務がある」とした。そして、「この交渉において、当事国は、なにかんなく、次のことを考慮に入れなければならない」として、イギリス政府はアイスランド国民が漁業に特に依存して生活していることを、アイスランド政府はイギリス国民が歴史的に当該水域において生計を立てる権利を有していることを、それぞれ考慮しなければならぬとした。⁽²⁹⁾これらにおいて、「誠実さ」とは、他国の利益を合理的に配慮することを意味していると考えられる。

また、「メイン湾事件」において裁判所小法廷は、「当事国は交渉する義務がありかつ、建設的結果に達成する純粹な意図を持って誠実にそれを行う義務がある」⁽³⁰⁾と述べた。同様に、「核兵器の威嚇または使用の合法性」勧告的意見においては、「厳肅かつ効果的な国際管理のもとにおける全面的な核軍縮に導く交渉を、誠実に追求し

結論に導く義務が存在する」とし、これを「信義誠実の基本原則」に従ったものとした。⁽³¹⁾ ここにおいて「誠実な交渉」とは、先と異なり、目的・結果を出すように努力する義務、つまり当事国全体の利益(「共通利益」[*inter commun*])の確保を意味しているといえよう。

2 誠実に解釈する義務

この義務は、条約法条約三一条に見られる。スチュールによれば、同条にみられる柔軟な解釈の方向性には、「文面性」(*la textualité*)、⁽³²⁾ 「意思性」(*l'intentionnalité*)、⁽³³⁾ 「合目的性」(*la finalité*)がある。第一に「文面性」とは、解釈は「用語の通常の意味に従って」行われなければならないこと意味する。第二に「意思性」とは、「用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を与える」という条約法条約三一条四項と条約の準備作業を考慮することができるという同三二条にみられるように、解釈において当事国の真の意思を考慮する要素を意味する。第三に「合目的性」とは、解釈は条約の「趣旨・目的に照らして」行われなければならないことを意味する。⁽³²⁾

条約法条約三一条に「誠実に」という文言が加えられたことにはどのような意味があるのか。ホワイト(Gilian WHITE)は次のように述べる。「当事国によるそれら自身の条約義務の自己解釈(*auto-interpretation*)は、その義務的性質の合意を空にはしない。⁽³³⁾」つまり、当事国がそれぞれ自分勝手に自己の義務を解釈して、本来の条約の義務の内容を反故にすることを禁じるところに「誠実に」という文言が加えられた趣旨があると思われる。言い換えれば、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い」解釈しなければならないという原則について、念のために「誠実に」と、意味が重複する形で付け加えられたと考えられる。⁽³⁴⁾ すなわち、「文面性」と「合目的性」が「誠実」の内容であると考えられる。

まず第一に、「文面性」の意義についてである。国際法は、一般的に、当事国の内面的な意思よりも表明された意思を優先させる。なぜなら、それが法的安定性に資し、また他国に生ぜしめた正当な信頼の保護に役立つからである。⁽³⁵⁾ たとえば、「ポーランド国籍の取得の問題」常設国際司法裁判所勧告的意見において、文言の明瞭性

が申し分ないとき、その他の要素を考慮することは、条約を書き換えることに等しいとされた。⁽³⁶⁾ また、「国連加盟国としての国の承認の条件」に関する国際司法裁判所勧告的意見においては、「ある条約の規定を解釈、適用するよう求められている裁判所の第一の義務は、自然かつ通常の意味に従って、その文脈においてなされた規定に効果を与えるよう努力することである。もし、それが自然かつ通常の意味に帰属するときに適切であるところの文言が、その文脈においてある意味を有する場合、検査はそこで終えなければならぬ」とした。⁽³⁷⁾ ここでの「誠実」の内容は、法的安定性という「公益」(「共通利益」)の保護と、他国の信頼保護にあるといえる。

第二に「合目的性」についてである。条約の趣旨・目的に合致した意味の用語を選択するということは、すなわち、有益な効果を与えるように(「事物が無に帰するよりもむしろ有益であるように」*ut res magis valeat quam pereat*)解釈するということである。⁽³⁸⁾ たとえば、「コルフ海峡事件」(本案)判決においては、次のように述べられた。「コンプロミに挿入されたこの種の規定が

なんの結果もなんの効果もない規定であると考えること

は、一般的に認められている解釈の規則に実際、反することはなるであろう」⁽³⁹⁾。

条約の趣旨・目的に沿って条約が有益になるように解釈すること(「実効性の規則」)は、条約当事国全体の利益を保護することにつながる。この利益は、条約の個々の当事国に分割される性質のものではなく、条約の制度そのものに固有の利益である。いいかえれば、「信義誠実」は条約当事国の「共通利益」の保護の内容を孕んでいるといえる。

3 国際義務を誠実に履行する義務

国際義務を誠実に履行する義務は、「合意は拘束する」の原則に直接由来する。国家は、条約を結ぶことによって他の締約国にその義務を履行するというある種の「正当な期待」(*les attentes légitimes*)を発生させるのであるから、その義務を遵守しなければならないのである。⁽⁴⁰⁾

一九九〇年の「レインボー・ウォーリア号事件」(ニュージーランド対フランス)仲裁判決では、ハオ島に拘留中のマファール少佐とブリウー將軍をフランス政府がニュージーランドの同意なしにフランス本国に帰国させたことが、一九八六年合意に反するかどうか争われた。

とくにプリウー將軍について、フランスは、彼女の妊娠の事実を主張することなく、単に、彼女の父親が癌で死にかけており彼女と会わせる必要があることのみをニュージーランドに主張した。そこで、裁判所は、フランスは、プリウー將軍の突然の出発について、誠実にニュージーランドの賛同を得ようとしなかったとしフランスの国際義務違反を認定した⁽⁴¹⁾。すなわち、「誠実さ」とは、相手国の立場を考慮することを意味する。

これに対しては、「国連憲章二条二項の『信義誠実』という言葉は蛇足である。というのも、悪意をもって義務を履行することは不可能であるからである」というケルゼン(Hans Kelsen)の批判がある。しかし、条約法条約に関する国際法委員会のコメンタリーは、信義誠実は「義務はその条項の単なる文字的な適用によって回避されてはならない」ことを意味するとした。すなわち、「誠実に解釈する義務」は、「誠実に履行する義務」から直接流れ出たものである⁽⁴²⁾。条約当事国は、条約を極端に表面的な文言にこだわることによって(「形式主義」)、条約の趣旨を反故にする事は許されない。条約法条約二六条の「誠実に」という文言は、同三一条と重複

する形で念のため付け加えられたものと解される。

たとえば、一七一三年のウトレヒト条約九条により、フランスはダンケルクの港と要塞を取り壊しかつ再建設しないと約束した。しかし、フランスは表面上は同条項を守ったが、ダンケルクからわずか一里のところを港を建設しようと企てた。イギリスはこの行為は条約の精神に合致しないと非難した。結局、フランスはこれを受け入れ、港の建設を中止した⁽⁴⁵⁾。

以上より、ここにおける信義誠実は、他国の正当な信頼の保護、そしてそれに加えて、条約の趣旨・目的の確保すなわち条約制度に固有の「共通利益」の保護を内容としているといえるであろう。

4 国内法に違反して締結された条約の有効性

条約法条約二七条は、自国の国内法を理由として条約の不履行を正当化することを禁じる。この規定の背景にも信義誠実があると思われる。

たとえば、一九八九年七月三十一日の「ギニアビサウ対セネガル仲裁判決」の例がある。ポルトガルは、フランス・ポルトガル間の一九六〇年の、ギニアビサウとセネガルの海洋境界を定めた合意がポルトガルの国内法に違

反する形でなされたとして、この合意は無効であると主張した。裁判所は、この点について、ポルトガルの実行を検討した結果、国連憲章を含むいくつかの重要な条約は、ポルトガル議会の承認を得なかった点を指摘する。ゆえに、「フランス政府は、自国が署名した条約が有効であると完全なる誠実において信じる理由があった」とし当該合意の有効性を認めた。⁽⁴⁶⁾ ここにおいて、信義誠実は、善意者保護または他国の信頼保護という意味で用いられているといえる。

5 権利濫用の法理

国際法における「権利の濫用」(abus de droit)とは、国際法が問題となっている権能に割り当てている目的とは別の目的を達成するための国家の権能の行使を⁽⁴⁷⁾いう。権利濫用についての学術的論議があるかどうかはさておき、同法理と信義誠実の結びつきについては、「讓渡行為に条約違反の性質を与えうるものは、権利濫用もしくは信義誠実の原則の欠如以外何ものでもない⁽⁴⁸⁾」という「上部シレジアにおけるドイツ人の権益事件」(本案)判決が明白に示している。また、国連海洋法条約三〇〇条(信義誠実及び権利の濫用)も「締約国は、

この条約により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利、管轄権及び自由を権利の濫用とならないように行使する」と定め、両者の結びつきを示す。このような場合、「国際法が国家のすべての権能の行使に課した目的によって、国家の信義誠実が判断されねばならないだろう⁽⁴⁹⁾」とされる。

たとえば、前記「上部シレジア事件」(本案)である。ドイツは、上部シレジアに位置するホルジュウ工場を、ヴェルサイユ条約の署名後でかつそれが効力を発生させるぎりぎり前に、ドイツの私的法人に売却し、同工場がポーランドに渡るのを結果的に阻止した。ポーランドは、このドイツ政府の突然の売却行為は権利の濫用に当たると主張した。裁判所は、ヴェルサイユ条約二五六条、九二条三項、八八条、ジュネーブ条約四条も、公的財産の讓渡を無効にするように解釈され得ないと判断した。⁽⁵⁰⁾ つまり、条約の規定全体を考慮したうえで、「ドイツは主権の実効的委譲がなされるまでに、その財産を自由に処分する権利を保持する」と判断し、ドイツの行為は信義誠実の原則違反に当たらないと判示した。⁽⁵¹⁾ ゴラーによれば、裁判所は、ドイツの信義誠実を実際の意思に訴えず

に、ヴェルサイユ条約の趣旨・目的に照らして判断したものと解されるとされる⁽⁵²⁾。また、「北大西洋漁業事件」常設仲裁裁判所判決においては、イギリスの国内規則の発布は、漁場の保護と保全という一八一八年条約の目的に合致するとして「誠実に行われた」と評価された⁽⁵³⁾。

以上により、信義誠実は、条約の目的という条約当事国全体の利益の保護、すなわち「共通利益」の保護を内容としているといえる。

6 条約の署名後にその条約の趣旨・目的を失わせしめる行為を慎む義務

条約法条約一八条は、いずれの国も、条約に署名してから批准するまでの間、その条約の趣旨・目的を失わせることとなるような行為を行わないようにする義務がある、と規定する。この条文の元となったのが、ハーバード条約法条約草案である。同草案九条は、「信義誠実は、条約が発効するまでの間、国家は署名から合理的な期間、いずれからの当事国による規定された義務の履行を不能またはより困難にする行為を差し控えなければならぬことを要求する場合がある⁽⁵⁴⁾」とした。国際法委員会は、この条文案の趣旨をそのまま採用した⁽⁵⁵⁾。

このように、この規定の基礎には信義誠実があると考えられる⁽⁵⁶⁾。「メガリデイス事件」(一九二六年ギリシア・トルコ混合仲裁判決)も、すでに署名があつて効力発生前の場合に、その条約当事国にとって、その条約の対象を減少させることによって条約を無効にする可能性がある行為をしない義務は信義誠実の表現に他ならず、それは様々な条約の規定で見られる、とした⁽⁵⁷⁾。

たしかに、ある国がある条約に署名したからといって、それを批准するかしないかはその国の自由である。しかし、批准するかしないかを選択できる権利を有するといつて、無条件にその権利が行使されてよいわけではない。その条約の目的に反する行為を行うことは、悪意の権利行使として「権利の濫用」に該当すると考えられる⁽⁵⁸⁾。したがって、ここにおける信義誠実は、条約の趣旨・目的の保護、すなわち条約における「共通利益」の保護を意味しているといえよう。

7 条約の廃棄または条約からの脱退と信義誠実
条約法条約五六条二項も信義誠実を基礎にしていると考えられる。この点を「エジプトとWHOとの合意の解釈」勧告的意见は次のように述べる。

「(条約法に関するウィーン条約五六条二項と国家と国際組織及び国際組織間の条約に関するILC草案のこれと対応する条項は) 脱退の権利がその条約の性質によってある条約に暗に含まれている場合、その権利の行使は通告、そして一二月より少なくない期間の通告の条件に従うことを規定する。明らかに、これらの規定は、また、誠実に行動する義務を基礎としており、そして、条約の他の当事国の利益の合理的考慮を有しているのである」⁽⁵⁹⁾。

また、一九九七年の「ガブチコヴォ・ナジュマロシユ計画事件」判決においても、条約の終了について合理的期間を定めている条約法条約六五条から六七条について、これらは信義誠実に行動する義務を基礎としているとし、ハンガリーの通告後たった六日後の条約の終了は時期尚早であったと結論した。⁽⁶⁰⁾

右に見た条約法条約の各規定は、急に条約を破棄または条約から脱退することによって、他の当事国が損害を被らないように保護している。ここにおいて、信義誠実は、他国の利益の合理的配慮を意味しているといえる。

8 小活

以上、「実定法規」群に存在する様々な信義誠実の内容を逐一、検討した。そして、それらを帰納的に一般化、抽象化することによって、第一に他国の立場・信頼の合理的な尊重または保護、第二に当事国間の「共通利益」の保護という二つの異なる「国際法の原則」としての「信義誠実の原則」が実定法上に存在することが示された。

四 「実定法規の外にある信義誠実」の役割

信義誠実には、二つのものがあると考えられる。ひとつは、条約や慣習法規という「実定法規」に直接みられる信義誠実である。これらは、それ自体で直接、権利や義務を生み出す「規則」である。これらを「実定法規内にある信義誠実」(good faith *infra legem*)と呼ぶ。これに対して、それら「規則」群から帰納的に抽出し、一般化、抽象化した、新たな国際法規の形成の元となる「国際法の原則」としての「信義誠実の原則」がもう一つ概念である。この信義誠実は、「実定法規」としての信義誠実の外に位置することから、「実定法規の外にある信義誠実」(good faith *praeter legem*)⁽⁶¹⁾と呼ぶ。

ゾレーは、信義誠実を誠実、忠実、正直な精神という主観的な概念としてとらえ(「主観的」信義誠実)、それは道徳的概念にすぎず、ならん法を創設する機能を有さないとする⁽⁶²⁾。しかし、誠実な精神をもっていたかどうかという主観的な問題は、他国の利益、立場を合理的に配慮し尊重したかどうか(「客観的」信義誠実)、または、当事国間の「共通利益」の保護に資したかどうか(「公益的」信義誠実)という外面的基準によって判断されてきたのである。よって、「信義誠実の原則」は、決して、純粹に道徳的な概念にすぎない、とはいえないであろう。

他方、従来の理論によれば、一方的約束の拘束力の基礎には「他国の信頼保護」という内容を持った信義誠実がある、とされてきた。しかし、そのような内容の信義誠実は、「規則」としては存在せず、「規則」群から帰納的に抽出した「国際法の原則」としての「信義誠実の原則」(「実定法規の外にある信義誠実」として存在するのみであることが示された。そして、それは、他国の立場・信頼の合理的な尊重または保護という大変曖昧な内容しか有さず、その内容の極度の抽象性のゆえに、それ自体は直接的には法的義務を生み出し得ない。よって、

従来の理論の見直しが要求される。

先に述べたように、「規則」が生成されるためには国家の「意思」が必要である。よって、一方的約束という方法によって法的義務を生み出すためには、約束国の拘束される「意思」が必要である。そして、一方的約束によって法的義務を負う「意思」が認められる場合というのは、通常の合意の形態をとることが困難であるという特別事情がある場合に限られる⁽⁶³⁾。そのような場合というのは、国際社会全体に対して対世的義務(*obligation erga omnes*)を負う場合である。その場合、一方的約束の内容は国際社会の「共通利益」(「公益」)に合致する必要がある⁽⁶⁴⁾。

そして、一方的約束が、他国の信頼を得るように「公然と」(*publiquement*)表明され、かつ「公益性」(*intérêt publique*)を内容とするとき、「客観的」信義誠実と「公益的」信義誠実の二つの「実定法規の外にある信義誠実」が、約束国の「意思」が機能する枠組みを提供する。その結果、約束国の「意思」が現実化し、当該一方的約束は「規則」に転化され拘束力を有するようになる⁽⁶⁶⁾。従来の理論は、一方的約束の拘束力の基礎は、単

に「信義誠実の原則」に求められるとしてきたにすぎない。しかし、以上の立論により、その拘束力の直接の根拠は国家の「意思」に求められ、そして「国際法の原則」としての「信義誠実の原則」すなわち「実定法規の外にある信義誠実」がその「意思」の機能する基礎を提供する役割を果たす、というメカニズムが示されたといえよう。(2)

- (1) たとえば、「核実験事件」判決 *CJ Recueil*, 1974, p. 268, para. 46; D. Carreau, *Droit international*, 5^e éd., Paris, Pedone, 1997, p. 226; J. Combacau et S. Sur, *Droit international public*, 3^e éd., Paris, Montchrestien, 1997, p. 95; M. N. Shaw, *International Law*, 4th ed., Cambridge, Cambridge University Press, 1997, p. 95; P. Reuter, *Droit international public*, 7^e éd., Paris, P. U. F., 1983, p. 164; Ph. Manin, *Droit international public*, Paris, Masson, 1979, p. 154; 藤田久一『国際法講義 I』東京大学出版会、一九九二年、四七頁。
- (2) E. Zoller, *La bonne foi en droit international public*, Paris, Pedone, 1977, pp. 339-354.
- (3) J.-D. Sicault, «Du caractère obligatoire des engagements unilatéraux en droit international public», *Revue générale de droit international public*, t. 83, 1979, pp.

683-685.

- (4) E. Suy, *Les actes juridiques unilatéraux en droit international public*, Paris, L. G. D. J., 1962, p. 151.
- (5) *CJ Recueil*, 1974, p. 268, para. 46; p. 473, para. 49.
- (6) G. Venturini, «La portée et les effets juridiques des attitudes et des actes unilatéraux des États», *Recueil des cours de l'Académie de droit international*, 1964-II, t. 112, pp. 402-404.
- (7) Zoller, *supra* note 2.
- (8) 著者によれば、「国際法の一般原則」(les principes généraux du droit international; General Principles of International Law) ではなく、*supra* note 1, p. 107.
- (9) Combacau et Sur, *supra* note 1, p. 107.
- (10) G. Schwarzenberger, "Fundamental Principles of International Law", *Recueil des cours de l'Académie de droit international*, 1955-I, t. 87, pp. 204-205.
- (11) cf. Combacau et Sur, *supra* note 1, pp. 107-108.
- (12) *CJ Recueil*, 1969, pp. 47-48, para. 85.
- (13) ここでいう「原則」とは、「抽象度の極めて高く、広い意味での規範を意味し、必ずしも実定法上に存在する「法原則」を意味しない。たとえば、学者によって定式化された「原則」や特定国家によって主張された政治的、イデオロギー的「原則」が含まれる。
- (14) M. Virally, «Le rôle des "principes" dans le développement du droit international», *Recueil d'études*

- de droit international. En Hommage à Paul Guggenheim*, Genève, Institut universitaire de hautes études internationales, 1968, pp. 539-540.
- (15) *Ibid.*, p. 540.
- (16) *Ibid.*, p. 545.
- (17) *Ibid.*, p. 546. 学者によって定式化された「原則」は *lex ferenda* に位置づけられる。同様に、ある複数の国家によって主張された「原則」あるいは特定の国際組織の決議による「原則」の宣言を *lex ferenda* に位置づけられる。*Ibid.*, pp. 536-538.
- (18) *Ibid.*, p. 546.
- (19) *Ibid.*
- (20) I. Brownlie, *Principles of Public International Law*, 4th ed., Oxford, Oxford University Press, 1990, p. 19.
- (21) 例外的に、国連憲章第一章のよって、独特な価値を有する条約の場合には、そののみ「国際法の原則」を形成する。*Ibid.*, pp. 546-547.
- (22) 「法的効果」の概念について、最も狭い意味で、法主体に課せられる権利と義務の創設のみを理解するのは誤りである。法律行為は、たとえば法的状態を確認したり、法的地位を認証したり、資格の付与 (*une habilitation*) を実行したりすることである。このような状況において、法的秩序 (*l'ordonnement juridique*) は直接的には新しい権利や義務を創設しない。P.-M. Dupuy, *Droit international public*, 3^e éd., Paris, Dalloz, 1995, p. 203.
- (23) Virally, *supra* note 14, pp. 533, 553.
- (24) 「ロチヌス事件」判決 C. P. J. I., Série A, No 10, p. 18.
- (25) 「ヤンブレン号事件」判決 C. P. J. I., Série A, No 1, p. 25.
- (26) 複数の「国際法の原則」が「競合状態」(*la concurrence*) になる場合も考えられる。たとえば、国家の「規則」創設行為が、「国家平等の原則」(*le principe de l'égalité des Etats*) や「実効性の原則」(*le principe d'effectivité*) の枠からはみ出る場合、「合意は拘束するの原則」は機能しないと考えられる。このような「競合状態」における法的帰結の一般的な理論については、今後の検討課題とした。
- (27) H. Thirlway, "The Law and Procedure of the International Court of Justice 1980-1989 Part I", *British Yearbook of International Law*, Vol. 55, 1989, p. 25.
- (28) *CJ Recueil*, 1969, p. 47, para. 85.
- (29) *CJ Recueil*, 1974, p. 34, para. 79.
- (30) *CJ Recueil*, 1984, p. 299.
- (31) *CJ Recueil*, 1996, p. 34, para. 102, p. 36, para. 105 F.
- (32) Combacau et Sur, *supra* note 1, pp. 174-175.
- (33) G. White, "The Principle of good faith", *The United Nations and the Principles of International Law. Essays in Memory of Michael Akehurst*, London, Routledge, 1994, p. 237.

- (65) *CJ Recueil*, 1980, pp. 94-95, para. 47.
- (66) *CJ Recueil*, 1997, para. 109; <http://www.law.cornell.edu/icc/icc6/chsjudl.htm>.
- (67) 「衡平原則」に「equity *intra legem*」と「equity *pareter legem*」の区別がなされる。「北極大陸棚事件」ノートン判事個別意見 *CJ Recueil*, 1969, p. 139, para. 37; 「国境紛争事件」(ノルキナマン対マリ)判決 *CJ Recueil*, 1986, pp. 567-568, para. 28.
- (68) Zoller, *supra* note 2, p. 339.
- (69) 「北極大陸棚事件」判決 (*CJ Recueil*, 1969, pp. 25-26, para. 26-28) / 「国境紛争事件」(ノルキナマン対マリ)判決 (*CJ Recueil*, 1986, p. 574, para. 40) 参照。
- (70) 拙稿「国際法秩序における一方的約束の意義」『一橋研究』二〇巻一号、三八—四〇、四七頁。「核実験事件」判決については、宣言が公になされたならは、いかなる宣言も拘束力を持つのか、という疑問が問われる (Dupuy, *supra* note 22, p. 270)。同判決は、一方的約束が拘束力を有する要件として「公益性」の考慮を欠いていたらとらわねるを得ない。
- (71) たとえば、一九五七年四月二四日のヒュンプトによるエヌ運河の自由通航に関する宣言 (*UN Treaty Series*, Vol. 265, 1957, pp. 300-309) / 一九五五年五月一日のオ

ーストリア憲法による永世中立の宣言 (Voir Suy, *supra* note 4, pp. 133-135) / 一九七四年のフランスに於ける一連の大気圏内核実験停止宣言 (*CJ Recueil*, 1974, pp. 265-267, paras. 35-40) / 一九九六年一月二九日のフランスの核実験終了宣言 (*Le monde*, le 31 janvier 1996) / 一九八二年六月二五日のソ連の核兵器先制不使用宣言 (藤田久一編『軍縮条約・資料集』有信堂 一九八八年、三六四頁) など。

(66) 一方的約束は、「合意は拘束するの原則」に反するとは考えられない。同原則は、合意があった場合に「規則」を生成するが、合意がない場合に「規則」が創設されることを禁じる内容までもは含まないと解される。

(67) したがって、一方的約束の拘束力の基礎に国家の「意思」のみを置く見解 (J. Charpentier, *Engagements unilatéraux et engagements conventionnels: Différences et convergences*), *Theory of International Law at the Threshold of the 21st Century. Essays in honour of Krzysztof Skubiszewski*, Hague, Kluwer Law International, 1996, pp. 373-376) も不十分とらえられ。

(一橋大学大学院博士課程)